

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る
環境影響評価書案等の縦覧及び意見書の提出について

1 環境影響評価書案等の縦覧

(1) 期間

令和 7 年 12 月 11 日（木曜日）から令和 8 年 1 月 15 日（木曜日）まで
ただし、東京都環境影響評価条例施行規則（昭和 56 年東京都規則第 134 号。以下
「規則」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、日曜日、土曜日、国民の祝日に
関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 7 年 12 月 29 日（月
曜日）から同月 31 日（水曜日）及び令和 8 年 1 月 2 日（金曜日）を除く。

なお、規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 29 日（月曜日）から
令和 8 年 1 月 3 日（土曜日）までの日は、縦覧期間の日数には算入しない。

(2) 時間

午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(3) 場所

- ア 文京区資源環境部環境政策課
（文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター 17 階）
- イ 新宿区環境清掃部環境対策課
（新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号）
- ウ 千代田区環境まちづくり部環境政策課
（千代田区九段南一丁目 2 番 1 号 千代田区役所 5 階）
- エ 東京都環境局総務部環境政策課
（新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 19 階）
- オ 東京都多摩環境事務所管理課
（立川市錦町四丁目 6 番 3 号 東京都立川合同庁舎 3 階）

(4) 表示等

縦覧場所に、縦覧に関する表示を掲示する。

(5) 参考図書

縦覧場所に、条例、規則及び技術指針等を備え、参考図書として閲覧に供する。

(6) 閲覧

前記の縦覧を補うため、次の場所において、縦覧図書を閲覧に供する。

- ア 文京区 : 礫川地域活動センター（文京区小石川二丁目 18 番 18 号）
大塚地域活動センター（文京区大塚一丁目 4 番 1 号）
音羽地域活動センター（文京区音羽一丁目 22 番 14 号）
- イ 新宿区 : 笹笥町特別出張所（新宿区笹笥町 15 番地）
笹笥町地域センター（新宿区笹笥町 15 番地）
新宿区立中央図書館（新宿区大久保三丁目 1 番 1 号）
- ウ 千代田区 : 富士見出張所（千代田区富士見一丁目 6 番 7 号）
神保町出張所（千代田区神田神保町二丁目 40 番地）

2 意見書の提出

(1) 提出方法

持参、郵送又は提出フォーム（電子申請サービス）による。

(2) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境保全の見地からの意見

(3) 提出期限

令和7年12月11日（木曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで

なお、郵送の場合は、当日消印を有効とする。

(4) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎19階

提出フォーム（電子申請サービス）は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

3 住民説明会の実施

(1) 開催日時

【1回目】令和7年12月17日（水） 19時00分～21時00分

【2回目】令和7年12月21日（日） 10時00分～12時00分

（いずれも30分前から受付開始）

(2) 会場

【1回目】ベルサール飯田橋駅前1Fホール

（千代田区飯田橋三丁目8番5号）

【2回目】ベルサール飯田橋ファーストタワー地下1Fホール

（文京区後楽二丁目6番1号）

(3) 問合せ先

後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合

連絡先：03-5689-3486

受付時間：平日 10時～12時、13時～17時

【問合せ先】

東京都環境局総務部環境政策課

電話：03-5388-3406（直通）